

糸満市公告第69号

制限付一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び糸満市契約規則（昭和55年糸満市規則第6号）第7条の規定により、下記のとおり公告する。

令和8年8月20日

糸満市長 當 銘 真 榮



記

1 入札に付する事項

- | | | |
|-----|---------|------------------------------------|
| (1) | 業 務 名 | 令和8年度糸満市農業用機械導入業務 |
| (2) | 物品名及び数量 | 油圧式パワーショベル 2台 |
| (3) | 仕 様 | 別添仕様書のとおり |
| (4) | 納 入 期 限 | 令和9年1月12日（火）まで |
| (5) | 納 入 場 所 | 糸満市内 |
| (6) | 設 計 金 額 | 28,160,000円
(内消費税相当額2,560,000円) |
| (7) | 最低制限価格 | 予定価格の10分の7.5以上の範囲内において設定する |

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 糸満市工事請負契約に係る指名停止等の措置要領に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続き開始申立てがなされない者であること。ただし、会社更生法の規定に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされた者であっても、手続き開始の決定後、経営事項審査を受け、本市の入札参加資格審査申請書を再度提出し、市の審査を経て有資格者として認定され、資格者名簿に登録された者で更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。
- (4) 経営状態が著しく不健全であると市長が認める者に該当しない者であること。

(公告日の3月前から開札日までの間に不渡り等を生じていないものであること。)

- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条に規定する暴力団又は暴力団員等である役職員を有する団体又はそれらと密接な関係を有する者でないこと。
- (6) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (7) 仕様書の内容を理解し、遂行できるものであること。
- (8) 沖縄県内に本店又は支店を有し、並びに納入機械に故障等が発生した際、迅速な修理やアフターサポート等を行える体制を沖縄県内に有していること。
- (9) 過去3年以内に沖縄県内において、油圧ショベルの納入実績やアフターサポート業務の実績等があること。

3 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場所 糸満市ホームページ及び糸満市役所農政課窓口
- (2) 期間 公告日から令和8年9月3日(木)まで

4 入札説明会

実施しない。(本入札に係る資料等については本市ホームページよりダウンロード下さい。)

5 質問及び回答について

- (1) 受付期限 令和8年8月28日(金)12時00分まで
- (2) 質問方法 「質疑応答書」(本市ホームページからダウンロード)をFAXにより提出
- (3) 回答期限 令和8年8月31日(月)17時00分まで
- (4) 回答方法 本市ホームページに掲載

6 入札及び開札日時・場所

- (1) 日時 令和8年9月4日(金)15時00分
- (2) 場所 糸満市役所 3階 3-a会議室

7 入札保証金に関する事項

- (1) 糸満市契約規則第9条の規定により、本入札に参加しようとする者は、その入札金額の100分の3以上の入札保証金を納付しなければならない。
- (2) 糸満市契約規則第16条第1項各号の規定に該当する場合は、入札保証金の納付を免除することができる。
- (3) 納付された入札保証金については、糸満市契約規則第26条の規定に基づき入札終了後に還付する。ただし、落札候補者に対しては契約締結後に還付するものとする。この場合、落札候補者は、入札保証金については、本人の申し出により契約保証金の一部又は全部に充当することができる。

8 落札候補者について

- (1) 糸満市契約規則第24条3項の規定により、設定した予定価格と最低制限価格との間の範囲内で最低価格の入札をしたものを落札候補者とする。この場合において、落札者の決定については保留とし、入札参加資格審査後に落札者を決定する。
- (2) 落札となるべき同価格の入札を行った者が2人以上いる場合は、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札候補者を決定するものとする。この場合において、当該入札者が開札に立ち会っていない場合は、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 再度の入札を行っても落札候補者がいない場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定に基づき、随意契約ができるものとする。

9 無効入札に関する事項

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする
- (2) 糸満市契約規則第19条の規定に該当する入札は、これを無効とする。

10 資格審査書類の提出（落札候補者のみ提出）

- (1) 提出期限 令和8年9月8日（火）17時00分まで
- (2) 提出方法 糸満市役所農政課窓口まで持参すること
- (3) 提出書類
 - ア 入札参加資格確認申請書（別添参照）
 - イ 納税証明書（発行より3か月以内のもの）
国税：その3の3（法人）
県税：（証明税目：県税全税目、証明事項：滞納がないこと）
 - ウ 誓約書（別添参照）
 - エ 沖縄県内に本店又は支店を有し、並びに納入機械に故障等が発生した際、迅速な修理やアフターサポート等を行える体制を沖縄県内に有していることが分かる書類。
 - オ 過去3年以内に沖縄県内において、油圧ショベルの納入実績やアフターサポート業務の実績等があることが分かる書類。

11 入札参加資格要件の事後審査及び落札者の決定

- (1) 開札後、落札候補者から提出された資格審査書類の事後審査により、落札者を決定する。
- (2) 落札者決定予定日 令和8年9月9日（水）頃

1 2 契約方法

- (1) 本市の指定する期日までに契約書の記名押印をもって契約を締結する。
- (2) 契約締結及び契約履行に関する一切の費用は、すべて落札者負担とする。

1 3 契約書作成の要否

要する。（契約書は本市が準備する。詳細は別添「契約書（案）」を参照。）

1 4 契約保証金

- (1) 糸満市契約規則第37条第1項の規定に基づき、契約者が納付すべき契約保証金の額は、契約金額の100分の10以上の額とする。
- (2) 糸満市契約規則第38条第1項各号の規定に該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を免除することができる。

1 5 その他

- (1) 本入札に係る事項については、当該公告等に定めるもののほか、糸満市契約規則及び糸満市競争入札心得（平成21年8月5日制定）、その他関係法令等に準ずる。

- (2) 問合せ先又は提出先

〒901-0392 沖縄県糸満市潮崎町1丁目1番地

糸満市役所 経済部 農政課（2階）

TEL：098-840-8134

FAX：098-840-8153